

玉名税務署では、次のとおり確定申告相談会場を開設します。

●とき 2月18日月から

3月15日金まで

(土・日・祝日は除く)

午前9時～午後4時

(玉名市岩崎273番地
玉名合同庁舎)

(注)開設期間前は、申告会場を設けておりませんので、開設期間にお越しください。

●ところ 玉名税務署1階

午前9時～午後4時

(玉名市岩崎273番地
玉名合同庁舎)

(注)開設期間前は、申告会場を設けておりませんので、開設期間にお越しください。



直接お近くの税理士事務所にご予約ください

問 南九州税理士会玉名支部 事務局
☎73-4860(坂本)

農業経営者の皆様へ 青色申告を始めましょう！

青色申告をしていただくと、特別控除を受けることができるなど、いくつものメリットがあります。青色申告を新たに始める人は、原則、その年の3月15日までに玉名税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

また、青色申告を行う農業者（個人・法人）は収入保険に加入できます。

収入保険は、全ての農産物を対象に自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。

詳しくは、以下の機関にお問い合わせください。

収入保険は農業収入の減少を広く補償します！



お問い合わせ先

●青色申告について

- ・玉名税務署 ☎0968-72-2125
- ・くまもと農業経営相談所（熊本県担い手育成総合支援協議会） ☎096-384-3333

●収入保険について

- ・熊本県農業共済組合 玉名支所 ☎72-4181

「医療費控除の明細書」の記載および計算を済ませて会場にお持ちください。

いつでもどこでもスマホで申告

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

「にせ税理士」にご注意

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成および税務相談の税理士業務を行なうこと（いわゆる「にせ税理士」行為）は、税理士法で固く禁じられています。

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成および税務相談の税理士業務を行なうこと（いわゆる「にせ税理士」行為）は、税理士法で固く禁じられています。

熊本国税局では、1月16日水から3月15日までの間、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に定申告に関する電話相談に電話相談センターを開設しています。

最寄りの税務署に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話しください。お問合せについては、専用オペレーターがお答えします。また、お問合せの内容によつては電話を転送し、職員などがお答えします。

なお、おかげいただく時間帯によつては、つながりにくく場合や少々お待ちいただかじめご了承願います。

ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コナー」をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

配偶者控除および配偶者特別控除の適用要件が改正されました。

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満

問 玉名税務署
☎72-2125

※自動音声案内